

No. 1 3

令和5年（9月）

第4回定例会  
専決処分の報告

熊谷市



## 目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 3 1 号	損害賠償の額の決定及び和解について	農業政策課	1
第 3 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について	公園緑地課	3
第 3 3 号	損害賠償の額の決定及び和解について	環境政策課	5

報告第31号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年6月20日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月4日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

57,981円

自動車修理費

### 2 損害賠償の相手方

〇〇市〇〇〇〇〇〇番地

〇 〇 〇 〇

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和5年2月25日（土）午前10時50分頃、めぬま有機センター堆肥化棟内で、管理業務委託先の社員がフォークリフトを後退させていたところ、堆肥を積もうと後退していた相手方車両の左後部とフォークリフトのバケット部が接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第 3 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 2 9 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、樹木剪定作業中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

73,634円

自動車修理費

### 2 損害賠償の相手方

〇〇市〇〇〇〇〇番地

〇 〇 〇 〇

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和5年4月11日（火）午前9時55分頃、公園緑地課職員が市道70276号線において樹木の剪定作業を行っていたところ、走行中の相手方車両に剪定した樹木が落下し、相手方車両を損傷させた。



報告第 3 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 5 年 8 月 1 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、倒木事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

134,200円

防犯灯修繕費

### 2 損害賠償の相手方

〇〇市〇〇〇〇番地〇

熊谷市〇〇自治会

会長 〇 〇 〇 〇

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和5年6月11日（日）午後1時00分頃、ふるさと歩道千代休憩舎の敷地内に植生していた木が腐食により倒れ、相手方防犯灯を損傷させた。

